

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 …… P45
当社のコーポレート・ガバナンス体制 …………… P45



主な活動と関連する SDGs



(平和・公正)

コーポレート・ガバナンス

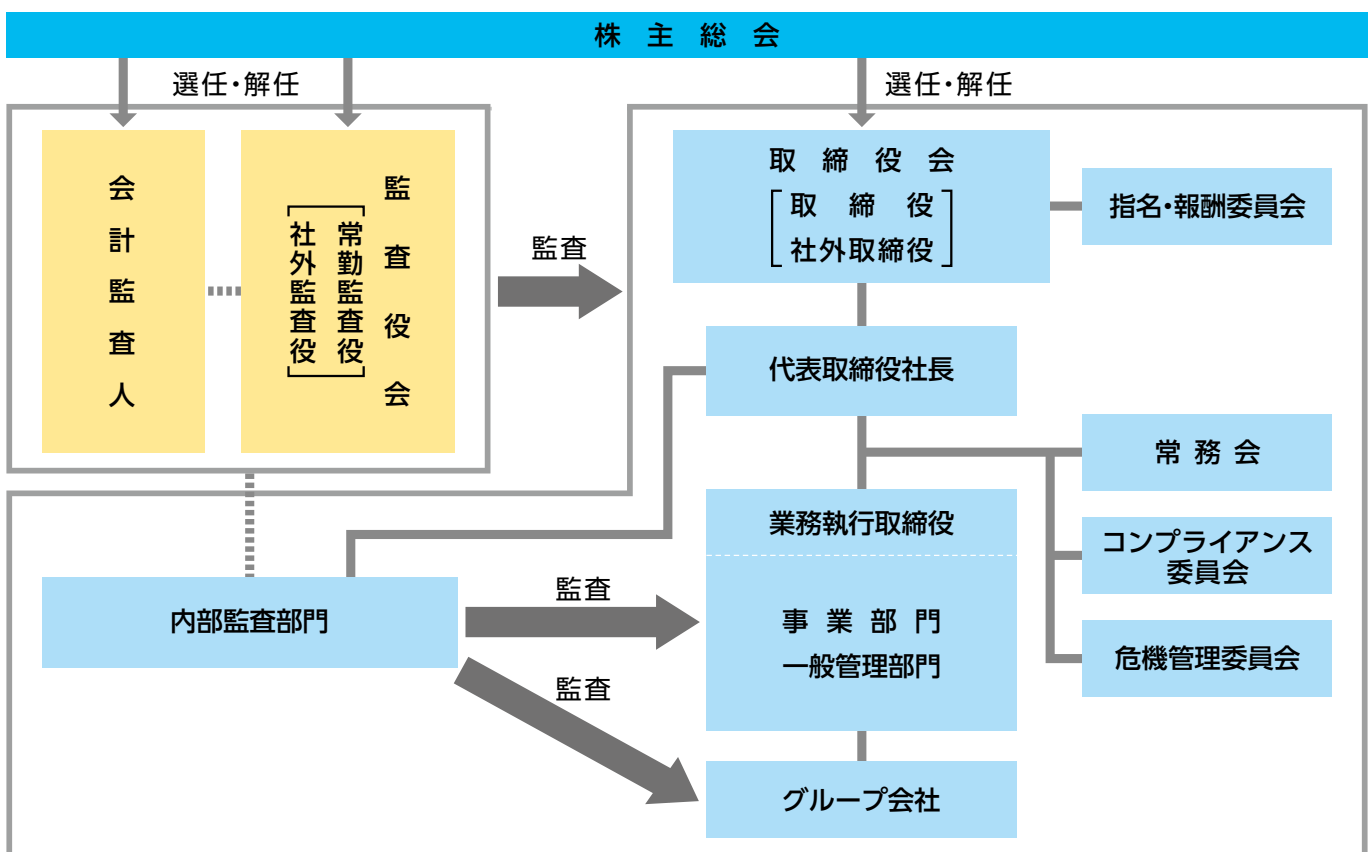
コーポレート・ガバナンス

◎ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの信頼をいただき、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、公正かつ透明な経営体制を確立することが重要であると考えています。今後も、従来の取締役会と監査役制度をさらに充実させ、適時・適切かつ積極的に情報開示を行ってまいります。さらに、企業倫理と遵法意識に則った誠実な企業行動を実践することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

また、当社は上記の考え方のもと、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重し、各原則に対応して企業価値向上を図ってまいります。

◎ 当社のコーポレート・ガバナンス体制



■ 株主総会において株主様より選任された、当社業務に精通した業務を執行する取締役（14名）と社内出身とは異なる職歴や経験、専門的知識等を有し経営陣から独立した社外取締役（2名）の計16名により、取締役会を構成しています。

■ 取締役会は、中期経営計画の策定をはじめ経営に関する重要な事項の意思決定を行います。また、代表取締役社長をはじめとした経営陣の業務執行状況についての監督を行います。

■ 社外取締役は、客観的な意見や助言により経営の効率性、公正性の確保に重要な役割を果たすとともに、取締役の選任や報酬に関する重要な事項を検討する指名・報酬委員会の構成メンバーとして、取締役会の機能の独立性・客観性を強化しています。

■ 株主総会において株主様より選任された監査役5名（社外監査役3名を含む）が取締役の職務執行の監査を行うとともに、会計監査人が独立した立場より会計監査等を実施し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に適切な役割を果たしています。

※東武鉄道のコーポレート・ガバナンスの状況は、「コーポレートガバナンスに関する報告書」（<http://www.tobu.co.jp/ir/governance/pdf/governance2017.pdf>）を参照してください。